



韓国における学校給食費支援制度の現況と課題（配布資料）

河，奉韻

(Citation)

シンポジウム「韓国における給食事情&無償給食～比較教育・教育法の視点から～」:1-27

(Issue Date)

2016-11-12

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003710>



韓国における学校給食費支援制度の現況と課題

A Study on the Controversial Issues of Financial Support System for School Lunch Service

한국 학교급식비 지원제도의 현황과 과제

河 奉韻 (韓国・京畿大学校教授)

Ha Bongwoon, 하봉운 (경기대학교 교수)

翻訳: Park Jimin, 박지민 (神戸大学大学院生)

I. 序論

学校給食は「児童・生徒の心身の健全な発達を図り、ひいては国民の食生活の改善に寄与することを目的とし、学校内に給食施設や設備を備えて当該学校または隣接学校の児童・生徒に対して行う給食と、特別市・広域市・道教育監又は教育庁が共同給食施設を設置して管轄区域の各学校の児童・生徒を対象に実施する給食」を意味する(学校給食法第2条)。

韓国の学校給食の開始は1950年代韓国戦争以降、UNICEFなどの国際社会の「救護」レベルでの給食だと言える。当時の給食は戦争後、荒廃化された経済的状況での「生存」のための食品支援レベルであったと見られる。以降1977年ソウルで発生した学校給食による大規模な食中毒事故は、一律的な製パン給食から、独自の調理給食制に転換する契機になり、1980年代アジア競技大会とソウル五輪によって新設された体育部は、学校給食業務を管掌し、学校給食の目標を児童・生徒の体力向上に置く「栄養給食」を志向した。1990年代には経済的発展による偏食、肥満の児童・生徒が急増するに従って、「質」を重視する給食へ方向を転換し、学校給食業務を教育部に移管し、給食を「教育」的レベルで実施することになった(イ・チルヒ、1996;学校給食法改正と条例制定のための国民運動本部、2005)。

政策的レベルで学校給食の歴史をみると、1981年、学校給食法の制定を皮切りに、1993年初等学校給食の拡大、1995年一部中・高等学校の給食開始、1996年の高等学校の給食の拡大のための委託給食制度の導入、2003年には中学校まで全面的な給食推進を通じた全国的な給食実施に至り、2005年12月31日現在、学校99.4%と児童・生徒93.8%に対して給食を実施している(教育人的資源部、2006)。

しかし、学校給食の急激な量的成長にもかかわらず、2005年度の給食費未納の児童・生徒は32,597人で、2004年17,630人より2倍ほど増えた(教育人的資源部、2006)。中学校段階まで義務教育が行われているが、給食費は受益者負担原則により保護者が負担する状況であるため、給食費が払えない児童・生徒のための無償給食体制を強化することが急を要する課題として浮上している。

学校給食費支援制度をめぐる議論は1981年学校給食法が制定された後、時間の流れによってそのテーマを異にしているが、2010年6・2地方選挙の前までは給食提供の方式、食材の安全性と衛生、保護者の費用負担、運営要員などの問題など、主にミクロなレベルの問題が争点となっている(チョ・グムジュ、2006;ハ・ボンウン、2007;イ・ドクナン、2010;コ・ソン、2010)。し

かし、2010 年 6・2 地方選挙で、無償給食に対する問題が浮上し、福祉に対する論争のようなマクロなレベルの問題が現れるようになった。

特に 2010 年 6・2 地方選挙以降、初等学校に対する無償給食の全面施行に関する公約が出され、ソウル市とソウル市議会がこの問題で対立することになり、ソウル市では住民投票まで施行するに至った(チャン・ジンヨンほか、2011)。ソウル市の無償給食支援の範囲に関する住民投票の結果、最終投票率が開票得票率 33.3%に及ばない 25.7%を記録し、否決となった。これによって、ソウル市議会とソウル市教育庁はこれまで進めてきた全面無償給食を推進するという立場を明確にした。

ソウル市議会の無償給食予算案強行処理(695 億ウォン)

- 1〜3 年生の給食費は教育庁、4 年生の給食費は自治区、5〜6 年生の給食費はソウル市が負担する方向に推進
- ソウル市の負担要求額である 695 億ウォンは、民主党主導の市議会で可決したが、ソウル市の同意のない予算増額について、ソウル市長が地方自治法違反で最高裁判所に提訴(11. 1. 18)、訴訟係留中(695 億ウォンの予算執行を保留)
- ソウル市の 25 自治区のうち、ハンナラ党所属の区庁長の江南・瑞草・松坡・中浪(4 区)は 4 年生の給食費を未負担→教育庁予算で 1〜3 年生のみ実施



ソウル市長の住民投票提案(11. 1.)

- ソウル市長(オ・セフン)が民主党主導の市議会の無償給食予算案(初等 5〜6 年無償給食費 695 億ウォン)強行処理に対抗して「無償給食は福祉ポピュリズム」と主張し、'11 年 1 月「住民投票」で結論づけることを提案



「福祉ポピュリズム追放国民運動本部」が住民投票署名の作業を推進



署名完了及び検証

- 11. 6. 16、「福祉ポピュリズム追放国民運動本部」は、署名活動 4 ヶ月ぶりにソウル市の有権者の 5%(41 万 8 千人)より 2 倍多い 80 万 1, 263 人の署名簿を添付し、ソウル市に全面無償給食反対の住民投票請求書を提出
- ※住民投票の要件:ソウル市の満 19 歳以上の有権者の 5%(41 万 8 千人)以上の署名



ソウル市の無償給食支援範囲に関する住民投票の実施(8 月 24 日)



ソウル市長の辞任及び無償給食の実施

- 最終投票率が 25.7%を記録し投票箱は開封せず破棄され、開票得票率 33.3%に達しておらず 1 案と 2 案全てが否決された。2011 年 8 月 24 日、オ・セフン市長は、無償給食投票率が開票線に達しない場合、辞職するという意向を明らかにしていたことによって、26 日辞任した。これによってソウル市議会とソウル市教育庁は、投票の開票の白紙化をオ・セフンの敗北と見做し、これまで推進してきた全面無償給食を推進するという立場を明らかにした。

この問題をめぐる論争の核心は、大きく普遍的福祉レベルと選択的福祉レベルに区分して考察することができる。すべての初等学生に全面無償給食を施行すべきだと主張する人(無償給食賛成論者)たちは、烙印感の解消など社会統合的レベルで普遍的福祉を主張しており、これを反対する人(無償給食反対論者)は、福祉政策の優先順位を理由に低所得層中心の教育福祉サービスを提供しようという、選択的福祉を主張しているのである。本研究ではこのような学校給食をめぐる問題について、これを補完または改善するために行われるべき給食政策の方向を模索していく。特に、これまでの韓国の学校給食の主な支援者であるにもかかわらず、その役割が制限的であった地方自治体の学校給食支援の事例と現状を探り、今後の地方自治体で試みられなければならない法的・制度的な法案について論議する。

一般の自治体の学校給食費支援はともに義務ではなく選択である。これは選出される自治体長の特性に照らして見れば、住民の要求が最も重要なたこととして作用するだろう。これと関連して「学校給食支援条例」の制定は、教育自治が実現されて以来、住民の要求に応じて一般の自治体が教育財政支援のための条例を制定した最初の事例として有意義である。条例という自治法規に基づいたものではあるが、自治法規も法令体系の一つとして持続性と確定性を持つため、政策決定者の変化などによる該当政策の存廃を防ぐことができ、対象学校と地域住民に政策の信頼性を与えることができる。また、これは一線の市々郡々自治区の持続的な財政的支援である々投資を担保できる方法でもある。さらには、教育自治と一般自治の分離にもかかわらず、教育に対する一般自治団体長の選択的義務を強化できるようにするためには、何よりも住民の関心と要求がなければならないことを示している。

Ⅱ．学校給食の現況分析

1. 学校給食の意味

○ 暖かくて栄養的な食事を提供することで、児童生徒の健康と学習の能率を向上させ、偏食の矯正など正しい食生活習慣を形成し、生涯にわたる健康の基礎を構築し、共同体意識の涵養のための教育の一環として実施

○ また、保護者には、弁当を用意する負担を減らし、母親の社会活動への参加機会を保障し、児童生徒にとってはカバンの重さが軽減されるなど、様々な面で肯定的な効果が期待される教育福祉施策

2. 学校給食沿革

○1953～1972 年 UNICEF などの農産物の援助でパンの無償給食を実施

○1977 年 給食で出たパンによる食中毒事件(1人死亡)が原因で、パンの給食制度の廃止

○1981 年 学校給食法、同法施行令及び施行規則制定

ー校内に給食施設を備え、韓国の食文化に合った食事を提供

○1993 年 「学校給食後援会」制度の導入、給食の拡大推進基盤を造成

○1996 年 委託給食制度の導入で給食運営方式を多様化

○2003 年 特殊学校及び初・中・高等学校の全面的な給食を実施

○2005 年 学校給食費支援事業の地方移譲(政府革新地方分権委の決定)

○2006 年 学校給食法を全部改正、施行令施行規則の改正('07.1 月)

-直営給食の原則、罰則制度の導入、栄養・衛生・安全基準の強化

3. 学校給食の現況(2013 学年度末基準)

○全国初・中・高・特殊学校全体 11,575 校から 100%給食を実施

-給食実施校:('10)11,389 校→('11)11,476 校→('12)11,520 校

○全体の学生 652 万人のうち 99.5%の 648 万人が学校給食を利用

-給食を受ける学生:('10)718 万人→('11)697 万人→('12)671 万人

○給食方式は、直営給食 97.7%(11,313 校)、委託給食 2.3%(262 校)

-委託給食:一部委託 172 校、全部委託 37 校、外部運搬 53 校

《2013 年基準 学校給食実施現況》

区分	学校数(校)			児童生徒数(千人)			運営形態(校)	
	全体	給食	%	全体	給食	%	直営(%)	委託(%)
初等学校	5,917	5,917	100	2,791	2,784	99.7	5,915(99.9)	2(0.1)
中学校	3,172	3,172	100	1,802	1,797	99.7	3,135(98.8)	37(1.2)
高等学校	2,323	2,323	100	1,899	1,877	98.8	2,103(90.5)	220(9.5)
特殊学校	163	163	100	25	24	97.8	160(98.2)	3(1.8)
計	11,575	11,575	100	6,517	6,482	99.5	11,313(97.7)	262(2.3)
※ 委託給食 : ('06) 15.4%(1,655 校) → ('08) 11.5%(1,279 校) → ('10) 5.4%(619 校)								

4. 学校給食の問題点

学校給食の実施過程で提起される主な争点としては、委託給食、食材の安全性・衛生問題、保護者の費用負担、人材不足による運営上の問題などがある。それぞれの争点別に簡略にまとめると、以下の通りである。

ア. 委託給食

1996 年、金泳三(キム・ヨンサム)政府は、大統領選挙公約の一つであった給食の拡大を実現するため、学校給食法の一部を改正し、委託給食制度を実施した。しかし、委託給食は運営の主体が利潤創出を目的とする企業であるため、費用の削減のため、安価な食材、施設費、人件費、運営管理費などを保護者に転嫁、学校に投入するロビー費用、運営人材の不足など、さまざまな問題を孕んでいる。

委託給食業者の場合、契約書上には給食費 65%以上を食品費で使うことが原則だが、アンケート調査によると、大半の業者が 44~55%程度を適正な価格と思っており、その他の人件費(25%)、運営費(12%)、施設の減価償却費(9%)、大企業の場合には営業外費(6%)を給食費に含めている(学校給食法改正と条例制定のための国民運動本部、2005)。この数値は全体の給食費のうち、85%ほどを食品費で使用する直営給食とは対照的なものである。つまり委託給食の場合、費用削減のため、遺伝子組換え食品、安価な輸入農産物を利用する割合が高く、このような質の低い食材の使用は、頻繁な食中毒事故につながりかねない。〈表 1〉から分かるように、大体委託給食で発生する食中

毒事故の割合と事故児童生徒数が、より多いことが明らかになっており、食材の安全性が脅かされていることを示している。また、コスト削減を原則とする企業の特徴上、適正規模の人材を投入しないことも、各種安全や衛生事故の原因になる恐れがある。

〈表 1〉 2000～2005 5 年間の初・中・高・特殊学校の学校給食衛生事故の現況

年度別	給食実施学校数(児童生徒数)			食中毒発生件数(患者数)		
	直営	委託	計	直営	委託	計
2000 年 (児童生徒数)	6,668 校 (4,289,856)	1,780 校 (898,921)	8,468 校 (5,188,777)	8 件 1,482	7 件 (2,594)	15 件 (4,076)
2001 年 (児童生徒数)	7,248 校 (4,534,131)	1,850 校 (1,419,924)	9,098 校 (5,954,055)	17 件 (1,990)	19 件 (2,899)	36 件 (4,889)
2002 年 (児童生徒数)	8,115 校 (5,093,571)	1,874 校 (1,451,449)	9,989 校 (6,545,020)	6 件 (423)	3 件 (383)	9 件 (806)
2003 年 (児童生徒数)	8,300 校 (5,358,613)	1,942 校 (1,639,860)	10,242 校 (6,998,473)	10 件 (753)	33 件 (3,377)	43 件 (4,130)
2004 年 (児童生徒数)	8,413 校 (5,408,259)	1,930 校 (1,625,983)	10,343 校 (7,034,242)	24 件 (2,338)	15 件 (1,556)	39 件 (3,894)
2005 年 (児童生徒数)	9,125 校 (6,219,792)	1,655 校 (1,132,208)	10,780 校 (7,034,242)	12 件 (548)	7 件 (1,756)	19 件 (2,304)

資料：学校給食法改正と条例制定のための国民運動本部(2005)。教育人的資源部学校体育保健給食課(2006)

○韓国全体の食中毒発生は'07 年以降減少傾向にある

-('04)165 件→('07)510 件→('12)266 件→('13)235 件 4,958 人

○学校給食食中毒は'06 年以降全体的に減少傾向であるが、'12 年からキムチなど完成品による食中毒事故が増加傾向

-('04)57 件→('06)70 件→('12)54 件→('13)46 件 2,340 人

※完成品キムチが原因となった食中毒事故：('12)16 件 1,201 人→('13 年)4 件 411 人

〈表 1-1〉 最近 10 年間の食中毒発生現況

区分		'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	計
発生 件数 (件)	全体	165	109	259	510	354	228	271	249	266	235	2,646
	学校	57	19	70	57	39	39	38	30	54	46	449
発生 患者数 (人)	全体	10,388	5,711	10,866	9,686	7,487	5,999	7,264	7,105	6,058	4,958	75,489
	学校	6,712	2,304	6,992	3,101	2,983	2,716	3,436	2,061	3,185	2,340	35,830

イ. 食材の安全性・衛生問題：国産農産物の使用問題

現在、学校給食に使われる食材の安全性のためには、徹底した原産地確認と衛生管理が要求されるが、「低価格供給」を原則としている状況で、安価な輸入、遺伝子組み替え農産物が相当部分使用されているのが現状である。輸入農産物の給食の使用が問題になるのは、輸入農産物の原産地と流通過程を明確に確認するのが難しいため、その食品に対する安全性が確保できなくな

る可能性があるにも関わらず、価格が低いということから現在の学校給食で相当部分使用されているからである。

全国主婦教室中央会と食生活国民運動本部の調査によると、学校給食で使われている食材のうち、加工食品 61%、魚介類 56%、味付け類 52%、野菜類 41%、果物類 39%、肉類 27%が輸入品である。韓国農業経営人京畿道連合の調査によると、平均 46%の学校が輸入品を食材に使用している。その他にも給食に頻繁に使用されている冷凍フライドポテトの多くが輸入、遺伝子組み換え食材であると疑われている(ネイル新聞、2005. 1. 26)。

ウ. 保護者費用負担

全体給食経費は2005年現在、計3兆1,710億ウォンであり、このうち保護者の負担が2組4,442億ウォンで約77%を占めている。これは公教育の一環である学校給食にかかる費用の大部分を保護者に負担させているといえる。直営給食の場合には施設費、人件費、運営費全てを教育庁が負担するので、保護者の負担費用はほとんど(85%)を食品費で使用している。委託給食の場合、食品費のほかにも初期施設投資費、人件費、運営費などの大部分の費用を保護者が負担している(表2>参照)。

〈表2〉 財源負担主体別給食経費負担現況(2005年基準)

保護者負担	市道教育庁	地方自治体等	発展基金 (給食後援金)等	計
2兆4,442億ウォン (79.43%)	6,768億ウォン (19.85%)	278億ウォン (0.71%)	222億ウォン (0.01%)	3兆1,710億ウォン

資料：学校給食法改正と条例制定のための国民運動本部(2005)。教育人的資源部学校体育保健給食課(2006)

○2013年度年間学校給食所要経費は計5兆6,502億ウォン規模

-('07)4兆1,973億ウォン→('10)4兆8,631億ウォン→('12)5兆3,025億ウォン

○財源は保護者31.5%、地方費66.3%、発展基金2.2%などで負担

〈表2-1〉 財源負担主体別給食経費負担現況(2013年基準)

財源負担 主体別	保護者負担	市道教育庁	地方自治体等	発展基金 (給食後援金)等	計
	2兆4,442億ウォン (79.43%)	6,768億ウォン (19.85%)	278億ウォン (0.71%)	222億ウォン (0.01%)	3兆1,710億ウォン
	1兆7,818億ウォン (31.5%)	2兆6,828億ウォン (47.5%)	1兆636億ウォン (18.8%)	1,220億ウォン (2.2%)	5兆6,502億ウォン (100%)
執行項目別	給食施設費	人件費	食品費	燃料費等	計
	4,185億ウォン (7.4%)	1兆5,640億ウォン (27.7%)	3兆2,228億ウォン (57.0%)	4,449億ウォン (7.9%)	5兆6,502億ウォン (100%)
※保護者負担比率：('10) 60.8% → ('11) 48.3% → ('12) 36.8%					

また金銭的な負担以外にも多くの初等学校は、保護者に給食当番を強要し社会的に物議をかもしている。このようにまだ給食の現場では金銭的、時間的に保護者に負担を加重している(母親給食当番制廃止のための会、2005年2月、ソウル市教育監に送った質疑書)。教育庁では学校給食当番制を廃止する公文書を各初等学校に送り、強制的な配食参加制を廃止することを約束したが、大半の学校では費用問題などを理由で依然として保護者に給食当番制を強要しており、教育庁レベルでのより現実的な対策を探る必要がある(連合ニュース、2005.3.28.)。

2014年、市・道教育費特別会計歳出決算額は56兆7,893億ウォンで、2013年の53兆2,958億ウォンに比べて3兆4,935億ウォン(6.6%増)が増額された。これを事業別に見ると、2014年を基準で、当然のように人件費に対する比重が57%以上を占めていて、次に教育事業費が21.6%、施設事業費8.5%、地方教育公債が4.9%である。2013年と比較して急激に増加した教育事業費は、初等トルボム教育(学童保育一訳注)(59.5%増)、生涯職業教育(40.4%増)、ヌリ過程(満3～5歳児童に対して提供される教育・保育カリキュラム一訳注)(24.9%)で、教授-学習活動と関連する教育課程の運営支援事業予算は18.2%減少した。施設事業費も学校の新設を除いた教育環境改善費などは減少する傾向にある。学校給食費は4%程度の水準を維持している。全般的に教育福祉事業に対する投資が増加したことで、核心的な教授-学習活動と教育環境改善事業に対する投資は減少傾向にある。

〈表 2-2〉 2014 年市・道教育費特別会計のうち学校給食費の比重

(単位：億ウォン、%)

区分	2011 年		2012 年		2013 年		2014 年	
	金額	比重	金額	比重	金額	比重	金額	比重
歳出決算額	468,141	100	504,339	100	532,958	100	567,893	100
人件費計	277,106	59.2	294,458	58.4	311,344	58.4	323,477	57.0
教員	206,439	44.1	218,805	43.4	230,079	43.2	238,172	41.9
地方公務員	29,176	6.2	31,192	6.2	33,190	6.2	35,247	6.2
私立学校教職員	39,815	8.5	42,726	8.5	45,465	8.5	46,900	8.3
その他	1,676	0.4	1,735	0.3	2,610	0.5	3,158	0.6
基本運営費計	37,871	8.1	42,730	8.5	44,998	8.4	45,362	8.0
公立学校	32,983	7.0	37,038	7.3	38,936	7.3	39,446	6.9
私立学校	2,871	0.6	3,462	0.7	3,786	0.7	3,642	0.6
教育行政機関	2,017	0.4	2,230	0.4	2,276	0.4	2,274	0.4
教育事業費計	87,478	18.7	109,786	21.8	120,525	22.6	122,660	21.6
無償給食	15,574	3.3	20,873	4.1	23,683	4.4	25,067	4.4
ヌリ課程	8,481	1.8	16,811	3.3	26,828	5.0	33,502	5.9
教科書及び学費	7,746	1.7	7,714	1.5	7,918	1.5	7,516	1.3
初等学童保育	1,532	0.3	2,133	0.4	2,265	0.4	3,613	0.6
放課後学校	4,037	0.9	5,881	1.2	5,041	0.9	3,692	0.7
外国語教育	5,448	1.2	5,434	1.1	5,029	0.9	4,191	0.7
特殊教育	3,080	0.7	3,196	0.6	3,752	0.7	3,465	0.6
幼児教育	1,691	0.4	1,719	0.3	2,283	0.4	2,083	0.4
特性化高教育	2,851	0.6	3,371	0.7	2,823	0.5	2,324	0.4
教育課程運営支援	17,112	3.7	19,844	3.9	19,733	3.7	13,822	2.4
生涯・職業教育	1,567	0.3	1,843	0.4	1,434	0.3	4,337	0.8
英才教育	623	0.1	602	0.1	616	0.1	687	0.1

区分	2011 年		2012 年		2013 年		2014 年	
	金額	比重	金額	比重	金額	比重	金額	比重
その他事業費	17,736	3.8	20,365	4.0	19,120	3.6	18,361	3.2
施設事業費計	49,606	10.6	49,660	9.9	47,974	9.0	48,351	8.5
学校新設	15,826	3.4	17,704	3.5	20,357	3.8	26,689	4.7
学校一般施設	12,065	2.6	9,454	1.9	7,283	1.4	5,045	0.9
教育環境改善施設	14,565	3.1	14,699	2.9	12,568	2.4	10,544	1.9
給食・体育施設改善	3,887	0.8	3,813	0.8	4,175	0.8	3,084	0.5
統廃合・農漁村与件改善	675	0.1	622	0.1	547	0.1	621	0.1
教育行政機関施設	2,588	0.6	3,368	0.7	3,044	0.6	2,368	0.4
地方教育債償還	15,311	3.3	7,628	1.5	7,998	1.5	27,948	4.9
予備費及びその他	769	0.2	77	0.02	119	0.02	95	0.02

注：基本運営費とは、公・私立学校の学校会計転出金や教育行政機関運営のための基本運営費を意味する

出典：地方教育財政アリミ (<http://www.eduinfo.go.kr>)

エ. 人材不足による運営上の問題

円滑な給食運営のための人材には、給食の献立をつくる栄養士と給食を作る調理師や調理補助員などがある。しかし、ほとんどの学校では、適切な人材配置が不足しており、それさえも非正規の職員が多くその立場が不安定な状態である。栄養士の場合、共同調理学校の場合には、調理室を備えた学校だけに 1 人の栄養士を配置し、共同管理学校の場合、1 人の栄養士が近くにある二つ以上の学校を担当し過重な業務を任されている。さらに、栄養士の 35%(2,772 人)、調理師の 52.8%(4,190 人)、調理補助員の 95.8%(52,717 人)は、非正規職であることから、児童生徒の給食を直接担当する職員たちの位置が非常に不安定で、彼・彼女らの本来の業務に忠実せず、無責任になる恐れがある。(〈表 3〉参照)

〈表 3〉 学校級別給食職員の配置現況 (2005年)

区分	給食 学校数	栄養士配置比率				調理師	調理補助員	計
		正規職	非正規職	計	比率(%)			
初等学校	5,665	3,356	1,021	4,347	76.7	4,794	27,119	36,260
中学校	2,906	719	1,134	1,853	63.8	1,506	12,412	15,771
高等学校	2,074	1,065	876	1,941	93.6	1,723	14,525	18,189
特殊学校	135	92	10	102	75.6	149	232	483
計	10,780	5,202	3,047	8,243	76.5	8,172	55,288	70,703

注：学校級別給食職員の配置現況であり、委託給食の場合には委託会社の職員を含めた数字である。

資料：学校給食法改正と条例制定のための国民運動本部(2005)、教育人的資源部学校体育保健給食課(2006)

○2013 年現在、計 72,923 人：栄養士/栄養教諭 9,812 人、調理師 9,943 人、調理員 53,168 人

○身分は正規職 10.2%(7,415 人)、学校会計職など 89.8%(65,508 人)

＜表 3-1＞学校級別の給食職員の配置現況

区分	給食 学校数	栄養士配置比率				調理師		調理補助員		計		
		正規職	非 正規職	計	比率(%)	正規職	非正規職	正規職	非 正規職	正規職	非正規 職	計
初等学校	5,917	3,558	1,383	4,941	83	1,896	3,525	30	23,705	5,484	28,613	34,097
中学校	3,172	568	1,728	2,296	72	84	2,051	0	12,096	652	16,685	17,337
高等学校	2,323	621	1,811	2,432	105	245	1,992	143	16,044	1,009	19,847	20,856
特殊学校	163	122	21	143	88	109	41	39	301	270	363	633
計	11,575	4,869	4,943	9,812	85	2,334	7,609	212	52,956	7,415	65,508	72,923
※栄養教諭: 4,704人(47.9%)配置 (国立30人、公立4,516人、私立153人)												

非正規労働者は実際には常時勤務をしながらも日雇いの待遇を受けており、雇用安定と低い賃金などに対する問題を提起してきた。特に、給食の職員である栄養士と調理師は、それぞれ学校給食で児童生徒に栄養のある食べ物を提供し、調理過程の最前線で食べ物に対する責任を負う立場にいるにもかかわらず、その処遇が不安定しており批判を受けてきた。また、給食業務のほかにも雑草除去、学校守りなど、その他の雑務に動員された事例も報告されてきた(教育人的資源部、2004)。

オ. 配食場所の現況

○食堂配食 80.3%, 食堂+教室配食 5.0%, 教室配食 14.7%

＜表 4＞ 学校給食の配食場所の現況（'13.9月）

区分	配食場所別学校数(%)			
	食堂	食堂+教室	教室	計
初等学校	4,525(76.3)	359(6.1)	1,046(17.6)	5,930(100)
中学校	2,633(83.8)	88(2.8)	422(13.4)	3,143(100)
高等学校	2,169(93.9)	63(2.7)	79(3.4)	2,311(100)
特殊学校	136(86.1)	15(9.5)	7(4.4)	158(100)
計	9,463(82.0)	525(4.5)	1,554(13.5)	11,542(100)
* 教室配食学校数の比率：('07) 23.7% → ('09) 19.0% → ('11) 16.1%				

5. 学校給食関連法律・条例の現況

上述した主要な争点を解決し安全な学校給食を行うため、直営給食への転換、国産農産物の使用義務、無償給食などが提起されてきた。特に、安全な学校給食のための法律的な試みとして、国会の学校給食法改正と各自治体の条例制定の動きが加速化された。学校給食法改正及び条例制定に関する法律的な動きとその現状をみると次の通りである。

ア. 学校給食法

学校給食法は 1981 年に制定された。しかし、初期の**厳しい経済状況**では、**学校給食**が生存、**栄養供給**を目標に行われてきたとすれば、1990 年代以降は、給食の**全国的な拡大**と給食の質の向上に焦点が当てられている。特に 2003 年に、給食が**中学校**まで全面的に**拡大**された以降、**学校給食**の質向上と保護者の負担**軽減**に合わせて法改正が行われてきた。

(1) 学校給食法改正の現況

2001 年 1 月、**米国**が**学校給食**に**関する限り**、自**国産農産物**使用を義務化するという政策が知られ、**国内**でも自**国産農産物**を**学校給食**に使用しなければならないという世論が形成された。以降、**韓国農業経営人連合会**、**全国農民団体協議会**などは、**学校給食法改正運動**を本格化し、同年 12 月、改正請願案を**国会**に提出した。

政府は**全国的に**展開された**学校給食条例制定運動**によって、2003 年に**学校給食法**を改正し、**学校給食関連業務**が市・道**教育監**の所管であるため、市・道知事が**関与**できないという立場から、**学校給食**に品質の優秀な農産物が使用されるように、地方自治**団体**の長が食品費を支援することができる法的根拠を設けた(**学校給食法第 8 条第 2 項**、**第 10 条第 3 項**及び**学校給食法施行令第 7 条第 5 項**)¹。

¹ 学校給食法(中略)

第 8 条 (経費負担)

第 1 項 学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費と学校給食の運営に必要な経費のうち大統領令で定める経費は、当該学校の設立経営者の負担を原則とするが、大統領令が定めるところによって後援会や保護者がその経費の一部を負担することができる。[改正 93・12・10、96・12・30]

第 2 項 第 1 項に規定された経費以外の給食に関する経費は、大統領令が定めるところによって保護者の負担を原則とし、必要な場合には国家または地方自治団体が支援することができる。

第 10 条 (委託給食)

第 3 項 委託給食の場合、給食費は保護者が負担するが、必要な場合には大統領令が定めるところにより給食費の一部を国や地方自治団体が支援することができる。

以降、2004 年 7 月には**学校給食法改正**に向けた政府・国会・市民社会団体の公聴会が開かれ、17 代国会で現行法の目的、直営の可否、無償給食の原則、経費負担、食材基準、対象、給食管理体系、支援センターなどをめぐって、改正作業が進められた。次の<表 4>は、現 17 代国会で学校給食法改正案をめぐって該当議員たちが推進した改正案の方向と、2006 年 6 月 30 日に最終改定された学校給食法を比較分析したものである。

<表 5>17 代国会の学校給食法改正案の現況

	給食法改正案発議(発議順)						
	キム・ヨンスク (ハンナラ党)	カン・ヘスク (ヨルリン・ウリ党)	チョン・ジャンソン (ヨルリン・ウリ党)	チェ・スンヨン (民主労働党)	政府	ボク・ギワン (ヨルリン・ウリ党)	改正案 (2006.6.30)
目的 (現行法追加事項)	-	-	経費の負担と給食運営支援などに関する事項を規定し、学校給食の質向上を通じて国家の安定的な食糧需給に寄与する	伝統的な食習慣や国民食生活の改善、国内生産農産物の消費の促進や安定的な食糧需給に寄与する	質向上	質向上	質向上
直営可否	直営を原則 (直営不可の際は委託運営、教育監の承認要)	委託	業務委託	直営を原則 (委託の際、契約満了まで猶予)	業務委託	直営を原則 (委託の際は、5年猶予)	直営を原則 (直営不可の際は委託運営、教育監の承認要)
無償給食	-	-	-	国家-自治体無償原則(保護者負担一部可能)	-	義務教育機関段階的に無償実施	-
経費負担 ²	①学校負担、国家・地方自治体の支援 ②、③保護者の負担を原則、国家・地方自治体の支援	-	①国家・自治体 ②保護者負担 *自治体が食品の支援する場合、国家が50%支援	①学校負担、地方自治体の支援 ②義務教育まで国・自治体の負担、保護者一部負担 ③学校 *国家は食品費の50%以上支援	①学校と国家、または自治体 *運営費:学校や保護者負担 *その他諸経費:保護者	①学校と国家または自治体 *その他諸経費:保護者	①学校と国家、または自治体 *運営費:学校や保護者負担 *その他諸経費:保護者
食材料基準	体質に合う優秀な食品	WTO の許容範囲内の国産農産物契約調達	*品質優秀な農産物 *供給体系の改善を通じて安定性確保	国内産	優秀農産物	優秀農産物	優秀農産物食材の使用推奨(今後教育部領と規定)
対象	-	-	幼稚園を含む	幼稚園を含む	-	-	幼稚園、保育施設を含まない
給食管理体系	学校運営委員会	-	学校運営委員会(随意/制限) 学校自治委運営	学校給食管理委(教育監) 給食支援審議委(自治体) 給食所委(学校)	-	給食支援委設置(教育監、自治体) 給食所委(学校)	学校給食委(教育監) 給食支援審議委(自治体) 給食関係職員(調理師)の配置
学校給食支援センター	-	新規設立	運営(教育部)	運営(国、自治体)	-	-	新規設立運営(自治体)
その他	-	-	教育課程の一環で	学校公教育として	教育の一環	教育の一環	教育の一環削除

学校給食法施行令第 7 条第 5 項 市・道知事および市長・郡守・区役所長は、学校給食に品質が優秀な農産物が使用されるように食品費を支援することができる。

2 ①施設設備②食品費③その他の経費

給食法改正案発議(発議順)							
	キム・ヨンスク (ハンナラ党)	カン・ヘスク (ヨルリン・ウリ党)	チョン・ジャンソン (ヨルリン・ウリ党)	チェ・スンヨン (民主労働党)	政府	ボク・ギワン (ヨルリン・ウリ党)	改正案 (2006.6.30)
			導入	明示, 教育課程運営 明治			

資料：学校給食法改正と条例制定のための国民運動本部(2006)．学校給食法資料を再構成したもの。

改正学校給食法は、直営の原則を部分的に反映し、国家と地方自治体は良質の学校給食が安全に提供されるよう、行政的・財政的に支援し、関連施策を講じることを明示した(第3条)。これによって、学校給食に関する政策樹立のために、教育監の所属下に学校給食委員会をおき、地方自治体の学校給食支援に関する重要事項を審議するようにするため、市・道知事又は市長・郡守・自治区の区役所長の所属下に学校給食支援審議委員会を置くようにし、優秀な食材の供給など、学校給食を支援するために市長・郡守・自治区の区役所長の所属下に、学校給食支援センターを設置・運営することができるようにした(第5条)。また、調理師の配置規定を置くことで、調理師の配置が義務化され(第7条)、学校給食の実施に必要な給食施設・設備費・食品費に関する国家又は地方自治体の支援の根拠を設け(条例制定の根拠作り)、保護者が負担する給食費に対する国家又は地方自治体の支援が、低所得層と島嶼・僻地や農山漁村地域、母子・父子家庭などの児童生徒に拡大された(第8条から第9条)。

しかし、今回の改正学校給食法は、一部の委託給食の可能性が残され、国産農産物の使用規定を含めた品質管理規定が教育部領になっており、今後の論議の余地がある。また、学校給食支援条例が制定されていても、予算がないため十分に施行することができない複数の地域に対する国家の食品費支援や無償給食の拡大案は、まったく反映されていない。

イ. 地方自治体の条例制定の現況

16代国会でも主要争点の一つだった学校給食法改正においては、七つの改正案が発議されたが、支援の程度と方案、国産農産物の使用などが合意されず、成果が得られなかった。これによって2002年、江華島と全羅北道地域から自治体の住民による条例制定の動きが始まった³。

しかし、給食支援条例制定はその過程で多くの争点を作り出した。2002年、全羅南道の「全羅南道の学校給食の食材使用と支援に関する条例」は、学校給食の食材で国産農産物の使用を原則とし、そのために道レベルでの給食費支援を行うための規定であった。特に全羅南道は、住民の大半が農業に従事し、当時WTO再交渉を間近に控えた状況であった。しかし政府側では国産農産物の使用規定はWTOの自国産の優待政策に背き、給食支援に全羅南道の予算を使うのは、学校給食法と地方財政交付金法などの上位法体系と衝突し、給食は一般行政と教育行政が分離された状態での、教育自治を担当する教育監の業務であるので、全羅南道の業務ではないという解釈が出された。

結局、全羅南道側は衝突を最小化するために「わが農産物」を「優秀農産物」に修正・公布し

³ 第4代地方議会(2002年7月-2006年6月)の会期中、住民が発議した条例を調査した結果、総123件のうち66件が議会を通過した。123件の住民発議のため、計137万9,926人が署名しており、このうち学校給食に関する条例が最も多く、94件に98万人が参加した(京郷新聞、2006.11.21)。

た。しかし行政自治部がこれについても最高裁判所に提訴するという意思を明らかにし、これに対して全羅南道側は強く抗議し、全国的な運動に拡大させ、地域のいたるところで条例制定運動を広げていった。そうすると、政府側では同年 12 月 30 日、学校給食法施行令改正案を公表し、学校給食改善総合対策を設けた。2003 年 10 月、全羅南道は各種の施行規則と今後 5 年間のロードマップを含んだ条例を公布し、その後、他の自治体でも条例制定が行われている。

2006 年 6 月現在、全国基礎自治団体の総 117 ヲ所で条例が制定・施行されており、30 ヲ所で住民発議請求がなされ、13 ヲ所で住民発議署名が進められている。特に 16 ヲ所の全ての広域自治体で、住民請願や発議によって条例が制定され、98 万人あまりが署名に参加したというのは、政策の施行において下から自発的な要求と参加が行われたということから大きな意義を持つ。また、ほとんどの条例に「地方自治体が食品費を支援し、地域中心のわが農産物の使用する」といった内容が含まれているという点では、地域住民によって、地域の特性に合う、自治体単位での行政が行われるという真の意味の地方自治制が施行されていると考えられる。

〈表 6〉広域自治体別の給食支援条例の現況 (2006. 6 月現在)

区分	制定可否		明示内容	施行可否
	公布	その他		
住民発議(8)	全羅南道(03. 10. 20)		優秀農産物	2, 280校, 287億ウォン(地域産, 環境にやさしい)
住民発議(8)	蔚山(05. 8. 11)	蔚山(03. 11. 18) 1次 保留	優秀農産物 (議会修正)	市(3. 5億)+自治区(3. 5億-6. 7億) 支援計画
住民発議(8)	仁川(04. 5. 10)		優秀農産物	136校, 23. 15億(地域産, 環境にやさしい) 全体学校 20%支援
住民発議(8)	済州(04. 7. 26)		地域産, 環境にやさしい	20億(環境にやさしい, わが農産物)
住民発議(8)	忠清北道(05. 4. 20)	忠清北道(04. 7. 12) 1次 保留	国内産農産物	5. 16 行自部 再議要求/ 6. 22 議会再議決/ 8. 1 行自部 提訴
住民発議(8)	京畿(04. 10. 20)		国内産優秀農畜産物	行自部 提訴
住民発議(8)	ソウル(04. 12. 02)		国内産安全農産物	行自部 提訴
住民発議(8)	釜山(05. 10. 19)	釜山(04. 12. 10) -請求	国内産安全農産物	委託会社別度市民請求
住民請願(5)	全羅北道(04. 1. 6)		地域産, 環境にやさしい	教育監提訴/最高裁判所無効判決 農漁村無償支援/教育庁(06年 5. 7億)
住民請願(5)	光州(04. 2. 28)		優秀農産物	04年 3校 示範学校運営
住民請願(5)	大田(04. 3. 5)		優秀農産物	施行規則準備
住民請願(5)	慶尚南道(04. 5. 25)		わが農産物	教育監提訴
住民請願(5)	大邱(05. 2. 25)		優秀およびWTOの許容範囲、わが農産物の使用	未施行
議員発議(3)	慶尚北道(04. 4. 1)		優秀農産物	初等20. 9万人, 75億340万ウォン支援
議員発議(3)	江原道(04. 7. 8)		優秀農産物	未施行
議員発議(3)	忠清南道(04. 11. 10)		優秀およびWTOの許容範囲、わが農産物の使用	農漁村 無償 支援, 低所得給食支援 105. 9億ウォン, 食材料支援 120億
計	16地域制定 / 施行中 11 / 無効 1/ 最高裁判所提訴 4			

資料：教育人的資源部学校体育保健給食課内部資料(2006)

＜表 7＞基礎自治体別の給食支援条例の現状（2006. 6 月現在）

区分	条例制定・施行	住民発議 請求	住民発議 署名進行
ソウル		龍山、衿川、蘆原、恩平、西大門、東大門、道峰区	麻浦、九老
京畿	安山(04. 3. 4)、九里(03. 7. 23)、金浦(04. 7. 31)、高陽(04. 10. 4)、安養(04. 10. 1)、驪州(01. 3. 12)、軍浦(04. 6. 23)、安城(04. 6. 21)、利川(04. 11. 24)、平澤(05. 1. 12)、城南(05. 3. 21)、南楊州(04. 10. 13)、儀旺(04. 3. 4)、華城(05. 10. 19)、始興(06. 01)、水原(06. 4. 26)	光明、烏山	果川、坡州
仁川	延壽(05. 8. 06)	富平、西区、中区、東区	
江原道	鐵原(04. 10. 8)、楊口(04. 11. 8)、平昌(04. 12. 23)、麟蹄(04. 7. 28)、原州(06. 1. 13)、束草(06. 4. 16)、春川(06. 4. 27)	江陵	襄陽、古城、太白、寧越
忠清北道	陰城(05. 12. 19)、忠州(06. 2. 24)、槐山(06. 4. 13)、嶺東(06. 4. 27)	沃川	清州、清原、堤川
忠清南道	鵝龍市(04. 6. 10)、天安(04. 11. 30)、牙山(04. 12. 28)、洪城(05. 4. 15)、公州(05. 2. 15)、礼山(04. 7. 9)、論山(05. 4. 30)、青陽(05. 7. 15)、瑞山(05. 4. 8)、舒川(05. 7. 29)、扶余(05. 1. 1)、唐津(05. 8. 17)、金産(06. 1. 5)、泰安(05. 5. 30)、燕岐(05. 5. 12)、保寧(05. 5. 26)→16の市郡すべて制定		
大田	儒城区(05. 1. 10)、大徳区(05. 11. 1)、西区(06. 1. 5)	達西区	
全羅北道	益山(03. 12. 26)、長水(05. 4. 25)、全州(05. 7. 20)、井邑(05. 9. 5)、淳昌(05. 12. 27)、高敞(05. 8. 4)、扶安(05. 7. 22)、鎮安(06. 3. 31)、金堤(06. 4. 21)	完州、群山	
全羅南道	羅州(03. 9. 25)、木浦(03. 12. 29)、順天(03. 11. 21)、咸平(04. 3. 22)、和順(03. 11. 11)、康津(04. 9. 17)、光陽(04. 10. 20)、靈岩(04. 1. 22)、海南(04. 11. 25)、麗水(04. 12. 8)、求礼(04. 12. 6)、高興(04. 10. 20)、谷城(04. 12. 10)		
慶尚北道	安東(04. 5. 7)、慶山(04. 9. 18)、尚州(04. 11. 12)、高靈・蔚珍・英陽郡(04. 8. 13)、漆谷郡(04. 12. 31)、星州(05. 6. 1)、奉化(05. 5. 26)、永川(05. 8. 10)、慶州(05. 10. 26)、金泉(05. 8. 11)、青松(05. 11. 11)、醴泉(05. 11. 21)、聞慶(05. 12. 13)、軍威(05. 12. 30)、清道(05. 12. 28)、亀尾(06. 1. 13)、永住(06. 4. 18)	浦港	雪徳、義城、鬱陵
大邱	達城郡(05. 4. 15)		
慶尚南道	金海(04. 10. 13)、固城(04. 10. 22)、晋州(04. 4. 28)、昌原(04. 11. 20)、河東(04. 8. 13)、居昌(04. 10. 13)、陝川(05. 8. 11)、梁山(05. 7. 18)、南海(04. 9. 18)、巨濟(05. 3. 16)、統営(05. 11. 23)、馬山(05. 11. 26)、密陽(06. 1)、泗川(06. 1. 27)	昌寧	
蔚山	北区(04. 3. 5)、東区(05. 10. 17)、蔚州郡(05. 12. 26)	南区、中区	
釜山	機長郡(05. 7. 8)、海雲台(06. 4. 27)	南区、沙下区、釜山鎮区、北区、金井、影島、蓮堤、水營、沙上	
済州	済州市(04. 2. 25、05. 7. 8 環境にやさしいわが農産物に改正)		
計	117 地域 + 1 立法予告地域（統営）	30 地域	13 地域

注:太文字下線表示はわが農産物(地域の農産物)明示

資料: 教育人的資源部学校体育保健給食課(2006)

ウ. 学校給食条例の最高裁判所提訴・判決の現況

広域自治体のうち、全羅北道の給食条例は地域産優秀農産物の使用の支援を明示して、GATT(関税および貿易に関する一般協定)違反⁴で 2005 年 9 月、最高裁判所で無効判決となり(最高裁 2005. 9. 9 の判決)、同じ理由でソウル市の給食条例など 4 件の条例が、最高裁判所に提訴され係留中にある。これを口実に一部の基礎自治団体は条例制定及び施行に消極的な状況である。

しかし、済州島の場合、最高裁が問題視した「わが農産物」という表現が載っている条例を制

4 GATT 第3条「内国民待遇の原則」違反。

-国内産と外国商品を差別しない(中央・地方政府を含む)

-ただし、政府調達行為を規制する法令と国内生産者に対する補助金支給又は国内商品に対する政府の購買行為は例外(第8項)

定したにも関わらず、行政自治部の提訴がなかったため、現在、環境にやさしい国産農産物を使った給食支援が行われている。忠清南道の条例にも「わが農産物」という表現を使っているが、「世界貿易機関(WTO)の農業協定で許された範囲内で予算を支援することができる」という条項を設け、提訴を避けることができた。

〈表 8〉最高裁判所の提訴関連推進状況 (2006. 6 月現在)

地域	推進状況
全羅北道	’04.8月。4回目の弁論、教育監(原告)が円満な紛争解決に向けて、判決延期を要請 ’05.2.18 5回目の弁論、全羅北道議会(被告)側からWTO協定違反問題は、最高裁ではなくWTO紛争解決機関で判断する事項だという理由で請求却下を主張 ’05.9.9 最高裁の判決: 学校の給食法条例に対する再議決は効力なし
慶尚南道	’04.6.16 道教育監が最高裁判所提訴後、双方(’05.1月、3月)の準備書面を提出、’05.6.10 原告、被告の弁論 ’05.6.10 弁論後、判決期日をおって指定予定 ’05.9.30 最高裁判所の最終判決予定だったが、保留される。
京畿道	’04.6.12 被告側の訴状受付、’04.12.31 1次準備書面を提出、’05.7.14 1回目の弁論後、弁論終結(判決期日はおって通知することとなる)
ソウル市	’04.12月 ソウル市長が市議会に条例の再議を要求したが、ソウル市議会は’05.2.24の原案再議決 ’05.3.10 ソウル市長が公布しなかったことによって、ソウル市議会議長職権で条例公布 ’05.4.4 行自部がソウル市議会を最高裁判所に提訴、’05.6.16の準備書面を提出(行自部)、’05.6.23 1回目の弁論後、特異事項なし
忠清北道	’05.8.1 行自部が最高裁判所提訴中

資料: 教育人的資源部学校体育保健給食課 (2006)

6. 学校給食費支援の現況

現在韓国の給食費の支援は、低所得層中心にすべての地域で実施しており、議論になっている無償給食を少なくとも一学年単位以上実施したところは次の通りである。

〈表 9〉 無償給食実施状況

(2011年基準)

無償給食対象	施行地域
幼稚園のみ	■ 済州道
幼稚園から 中学校	■ 忠清北道 清原.寶銀.沃川.永同郡など9ヶ所
幼稚園から 高等学校	■ 仁川甕津郡と江原道旌善郡
初等学校 全体	■ 光州, 忠清北道, 忠清南道, 全羅北道等、4つの市道に属する市・郡・区の90ヵ所
初等学校 一部	■ ソウル, 釜山, 仁川, 京畿, 全羅南道, 慶尚北道, 慶尚南道, 済州等、8つの市道に属する市・郡・区の91ヵ所
初等, 中学校	■ 清州市, 提川市, 慶尚北道 高靈郡
初・中・高 全体	■ 全羅北道 完州.津岸.茂朱郡 等8地域 ■ 慶尚南道 宜寧.咸安.昌寧郡 等10地域

資料:チャン・ジンヨン他(2011)「全面無償給食論争の考察」p. 10.

2011年3月から無償給食を実施しているところは、全国229の市・郡・区で79%の181ヵ所であり、残りの48(21%)の市・郡・区は、低所得層の子どもを中心に給食費を支援している。ほとんどの市・郡・区では初等学校全学年、または一部学年のみを対象に無償給食を実施しており、仁川甕津郡と江原道旌善郡は幼稚園から高等学校まで全面的に無償給食を実施していることが分かった(チャン・ジンヨン他、2011;チョ・フンシク、2010)。

〈表 10〉 2011 年 16 市・道の無償給食現況

地域	無償給食内容		無償給食率	
	2011年 3月 教育庁計画	2011年 12月 現況	2009	2011
ソウル	初等4つの学年(4区は3つの学年)のみ無償給食実施	2011年11月から初等学校全体の実施、中学校1年生まで支援	8.9	49
釜山	初等1年生のみ実施	初中高の低所得層支援、教育庁初等学校低学年(1-3年生支援)	10.1	35
大邱	無償給食児童生徒数を漸進的増加することで合意	初中高の低所得層支援	9.5	35
仁川	2011年2学期初等学生全体の無償給食実施	2011年9月から初等学校全体の支援	12.1	
光州	2010年11月から初等学生全員の無償給食開始	初等学校全体、中学校1年生まで支援	12.4	
大田	無償給食 未合意	2012年から初等学校4年生にまで拡大施行(2014年まで初等学校全学年目標)	12.4	
蔚山	低所得層給食費の支援対象拡大実施	環境にやさしい農産物の使用差額(無償給食支援なし)	3.6	
京畿	31市郡のうち23ヵ所は初等全体、8ヵ所は3-6年生のみ実施	環境にやさしい農産物の使用差額支援	11.6	
江原道	低所得層で庶民層の子どもにまで拡大	幼児(満5歳以上)、初等学校全体無償給食	11.3	
忠清北道	2010年11月から初等・中学生全体無償給食	2011年から初・中学校全体無償給食支援	17.4	78
忠清南道	初等学生全体無償給食	初等学校全体、面地域の中学校無償給食	25.9	
全羅北道	初等学生全体無償給食	2011年から初等学校全体無償給食、2012年まで中学校全体無償給食、農山漁村高等学校100%、都市地域高等学校50%支援	31.7	87
全羅南道	邑・面の公立幼稚園・初等・中学生、100人以下高等学校	2012年から初・中学校全体無償給食、一部の市郡高等学校無償	14.3	80
慶尚北道	低所得層の児童生徒のみ	面単位の初・中学校全体の無償給食	13.9	
慶尚南道	邑・面の初等・中学生、都市低所得層児童生徒のみ	邑・面地域の初中高校および同地域初等学校4-6年生無償給食、2012年から初等学校全体無償給食	18.5	
済州	幼稚園全体、初等学生50%無償給食	幼児(満5歳以上)、初等学校、邑・面地域の中学校無償給食。同地域中学校3年生支援。初中高校の環境にやさしい農産物の差額支援	11.6	

注) 2011年3月教育庁計画基準(無償給食率は2009年6月基準)及び2011年12月支援現況基準

資料:チャン・ジンヨン他(2011)「全面無償給食論争の考察」p. 11.

2014年現在、市道別に見ると大半の地域で初等学校の生徒には無償給食が提供されており、釜山、大邱、仁川、大田、蔚山の5つの広域市と慶尚北道では、中学校以上に対しては低所得層、面地域など必要に応じて選別的に支援される。その他、ソウル特別市と光州、世宗市、慶尚北道を除いた道地域では、中学校にも無償給食が提供される。高校生については範囲の違いはあるが、

すべての地域で低所得層を対象に選別的に支援が行われている。

給食支援を受ける児童生徒が占める割合を見れば、中学生から選別的に支援される地域の中であれば蔚山が 36.3%で最も低く、他の地域は 45～55%程度である。一方、中学校までは無償給食を提供し高校生だけを選別支援する地域では、支援を受ける児童生徒の割合は慶尚南道が 63.6%で最も低く、ソウル市も 71.7%で低い方である。その他の地域は 75%を上回り、江原道、全羅北道、全羅南道、済州島は 80%を上回る。これらの地域は、給食費が総教育費に占める割合が大体 5～7%とかなり高い方である。中学生から選別支援をする地域は、給食費が総教育費に占める割合が 35%程度である(アン・ジョンソク、2014、再引用)。

〈表 11〉 2014 年地域別給食費支援現況

市道	給食費支援対象	対象学生比率 ¹⁾	給食費比率 ²⁾	自治体 支援比率 ³⁾
ソウル	公立初、中学校 無償給食 + 低所得層	71.7	5.8	44.9
釜山	公立初 1-6学年および機張郡の中学1-3学年 無償給食 + 低所得層(全体 25%以下)	55.4	4.7	28.5
大邱	400人以下および面地域の初・中無償給食+低所得層(初・中最低生計費 340%以下、高260%以下)	45.5	4.8	19.2
仁川	初等全体 無償給食 + 低所得層	55.7	3.3	52.7
光州	初・中全体 無償給食 + 低所得層	75.1	6.8	41.0
大田	初 1～6学年 無償給食 + 低所得層	53.3	2.1	61.6
蔚山	蔚州郡初等、都市地域小規模初等、面地域中学、東・北区初等5、6年生 無償給食 + 低所得層(最低生計費350%以下)	36.3	3.1	22.6
世宗	初・中全体 無償給食 + 低所得層	77.8	3.2	50.0
京畿	初・中全体 無償給食 + 低所得層	78.1	5.2	40.6
江原道	初・中全体及び高校(特性化高など一部) + 低所得層	82.1	6.9	34.1
忠清北道	初・中全体 無償給食 + 低所得層	78.1	5.9	46.6
忠清南道	初・中全体 無償給食 + 低所得層	78.6	5.7	55.6
全羅北道	初・中全体および邑以下高校 無償給食 + 低所得層(最低生計費 130%以下)	83.7	6.3	37.7
全羅南道	初・中全体および邑以下高校 無償給食(광양시 同地域高校 無償給食) + 低所得層	84.5	5.4	37.5
慶尚北道	100人未満初等および邑・面以下 初・中 無償給食+低所得層(最低生計費 140%以下)	49.5	3.3	32.0
慶尚南道	初・中全体および以下高校 無償給食 + 低所得層(最低生計費 130%以下) * 80%	63.6	6.5	25.4
済州	初・中全体 無償給食 + 低所得層	86.9	4.6	42.0
全体		69.1	5.2	40.3

注:1)初・中等教育の児童生徒のうち、給食費支援対象学生が占める割合

2)総予算で給食サービス費用が占める割合

3)給食サービスに使用された財源のうち、地方自治体(広域+基礎)が負担した部分の割合

出典: アン・ジョンソク(2014)「普遍的教育福祉拡大による教育財政構造の変化と改善案」『2014年度地方教育財政政策フォーラム』韓国教育開発院地方教育財政研究センター

最近の学校給食政策は、学校給食の支援対象が拡大され学校給食が国家的主要政策として展開されている傾向によって、学校給食運営への充実、学校給食の安全性確保、栄養管理及び生活指導の強化、安全で優秀な食材の使用等、政策の目的が包括的な実施に向けて発展している。

したがって、今後の無償給食の支援対象が幼稚園、初等学校、中学校へ順次拡大されることにより、地方自治体の対応投資に加え、教育庁の負担が持続的に増加することが予想される。

7. 無償給食の推進と関連する地方自治体、市・道議会、市・道教育庁間の予算葛藤

全面無償給食論争の核心は、予算確保の問題にある。すなわち、増税などを通じた教育福祉予算の追加確保なしに全面無償給食を実施する場合、他の予算項目を削減するか調整して無償給食予算を**増**やさざるを得ないという論理に直面するのである。

ソウル市とソウル市議会の**論争**もこのような脈絡から始まった。ソウル市議会が初等学校の全面的無償給食の**実施**のための 695 億ウォンをソウル市に負担させ、これによってソウル市の低所得層給食支援費である 278 億ウォンが削減され、他の地方自治体でも無償給食**関連**予算の**増額**によって他の事業の予算が削減されたことで、**当初の計画**を推進することができなくなったのである。しかも無償給食費は硬直性**経費**の性格を持つため、一度施行すると再び縮小することが難しいという点も、全面無償給食の実施を**簡単**に決定しにくくする要因の一つであった。ソウル市の場合、初等学校の児童にだけ全面無償給食を**実施**する場合、約 2 千 3 百億ウォンから 2 千 5 百億ウォンがかかると予想されており、**国家的**には全面無償給食をする場合、約 1 兆ウォンの予算が必要になるとみている(韓国日報 2010. 12. 15.; チャン・ジンヨン他、2011)。

これに**対**して、無償給食**賛成**側では不要不急の予算(土木予算等)の調整だけでも予算調達が可能であり、烙印感のない**学校給食**を実施することができると主張する。一方、**反対**側では土木、建設に対する予算は、無償給食のように永久的に**毎年**支出される予算ではなく、**事実上**、一回限りの予算であり、すでに支出された一過性を持つ投資事業のための予算で、**毎年**繰り返される**経常費**予算を充当するというのは理解できず、全面無償給食が实际的に低所得層の子どもたちのた

めでなく、政治的な計算(大衆迎合主義、populism)によって実施されれば、租税負担が増加するのは必然的であろう(アジア経済、2011.2.4.;チャン・ジンヨン他、2011)。

Ⅲ. 学校給食支援制度に対する主要争点の議論

1. 福祉の性格に関する問題

学校給食支援制度に対する多くの論争のうち一つは、福祉の性格に関する論争である。これと関連して全面無償給食を賛成する主張の中心論理は、普遍的な福祉にその根幹がある。彼らは北欧のフィンランド、スウェーデンなど体系的な社会福祉が行われている諸国では、普遍的福祉がうまく行われていることを強調しながら、OECD 諸国の中で韓国の学校への給食費支援の割合がかなり低い水準にとどまっているという点を指摘し、全面無償給食の実施を主張する。つまり、義務教育では国家及び地方自治体が国民に均等な教育機会を提供するという責務性と無償性が根幹となっているので、学校給食は全面的に実施されるべきなのである。

一方、全面無償給食よりは低所得層や農漁村地域のような特定階層に対する無償給食を主張する側の核心的な論理は、選択的福祉である。無償給食反対側は、全面無償給食はポピュリズムであると規定しつつ、政治的な利益のための公約だと主張する。つまり、全面無償給食は「金持ち給食」とすることができ、所得水準によって十分な経済的水準を備えている人たちには、無償給食を提供する必要があるという立場を守っているのである。また、反対側は現在の教育福祉分野でもっと大事な問題は、無償給食というより幼稚園と高等学校に対する無償教育であると主張している。これを整理すると下の<表 12>のようになる。

<表 12>福祉の性格をめぐる論争

区分	全面無償給食	低所得層・農漁村無償給食
中心論理	普遍的福祉	選択的福祉
内容	・社会福祉がよくできている国家では、普遍的福祉が必須要素 ・OECD諸国の中で、韓国の無償給食の割合が相当低い水準である	・全面無償給食はポピュリズムであると規定 ・全面無償給食は「金持ち給食」 ・経済的に十分な水準を備えている人は、給食費を負担するのが望ましい

2. 烙印問題

学校給食支援制度と関連する二つ目の論争は、烙印問題に関するものである。全面無償給食を推進する人々の主張は、いわゆる「幼い児童たちに肩身の狭い思いをさせない(눈치밥 먹이지 말자)」と表現することができる(ソウル市議会長インタビュー、CBS、2011.1.17.)。残余的な教育福祉政策で起こりうる、烙印性を含んだ現行の選別的給食費支援は、資産調査が必須的に先行される。つまり給食費支援を申請する児童たちが、親から自分の資格の有無を確認する書類をもらって学校に提出しなければならないが、この過程で思春期児童たちが傷つけられることもありうるため、その代わりに、だれもが同じように無償給食を提供してもらうようにしようというこ

とである。彼らは空腹より烙印感によって傷つけられることがより大きな問題だと主張し(チョ・フンシク、2010:7)、親の経済水準による給食費支援制度を廃止して、全面無償給食を実施しなければならないと力説する。

これに対して、現行の学校給食費支援制度の枠組みは維持しながら、徐々にその対象範囲を拡大していくことを主張する人たちの大体は、烙印がそれほど深刻な問題ではないと主張する。韓国では有償給食児童と無償給食児童が表面的に区分される米国や英国とは違って、給食のときに、児童生徒が直接お金を出したり食券を出したりはしないため、学校給食費支援の如何を区分することはできない構造であるというのがその理由である。実際、現在の学校では児童生徒の School Banking Account を通じて給食費の支援をうけており、有償給食児童と無償給食児童の区分が難しく、無償給食を受ける児童たちが、むしろ烙印感を感じるという主張するマスコミ報道によって烙印感を抱くようになるという。一方、既に2008年から低所得層児童生徒に対する学費と給食費、放課後学校の受講券、インターネット通信費など、4代の基礎教育費支援を統合し、保護者が一度で一括申請できるよう、制度が改善されており、2010年からは低所得層児童生徒「教育費のワンクリックシステム」を構築し、保護者がインターネットで学費と給食費など4代の基礎教育費を直接申請するように改善することで、烙印感の問題は解消されたと強調している。

<表 13> 烙印問題に関する論争

区分	全面無償給食	低所得層・農漁村無償給食
中心論理	烙印問題の解消	烙印問題の制度的解決
内容	・烙印を予防するというレベルで全面無償給食の必要性の主張 ・書類の発給・提出の過程で、思春期の子どもたちが傷つく恐れがあるために、烙印性を含んだ選別的給食の代わりに、だれもが同じように無償給食を提供してもらう	・低所得層の給食費支援制度の枠組みを維持しながら徐々にその対象範囲を拡大 ・行政手続きおよび制度を改善することで、烙印問題の解決が可能 ・無償給食を受ける児童生徒が烙印感を感じると主張するマスコミ報道が、むしろ烙印感を刺激させる

3. 全面的無償給食の実施範囲の問題

学校給食支援制度で議論になっているもう一つの 이슈は、全面的無償給食の実施範囲に関するものである。義務教育の対象である初等・中学校に全面無償給食を実施しようという主張は、基本的に所得水準と関係なくすべての生徒たちに義務教育と同様に無償給食を実施すべきだという立場を堅持している。教育福祉のレベルで義務教育が行われているのと同じように、これからは給食においても全面無償給食が実施されるべきだということである。

これと違って、低所得層・農漁村地域に優先的に実施しようという主張は、無償給食を全面的に実施することより家庭の事情がよくない低所得層と生活環境が劣悪な農村・漁村地域を中心に優先実施し、これを徐々に拡大していくことが望ましいという立場がある。

また、現在の教育福祉分野で無償給食よりもっと重要な、学校安全や老朽化した学校施設改善などの教育環境の改善と、教授-学習活動関連の収益者負担の経費に対する支援が、より至急で

あると主張している。韓国の憲法では、義務教育と義務教育の無償性を明らかにしているが⁵、現在の無償教育の範囲は、授業料と教科書代金に限定されている。つまり、無償範囲の授業料免除規定と判例(ソウル中央地方裁判所の判例(’10.3.26))などを通じて類推すると、児童生徒の食べることで無償にするという意味ではないのである。しかし多くの児童生徒と保護者は、授業料以外に必要とされる教授-学習活動のための受益者負担の経費(学習準備物、体験・現場学習費、放課後学校費など)に負担を感じており、特に低所得層の場合、これに対する負担はさらに深刻な実情である。

<表 14> 全面無償給食の実施範囲に関する論争

区分	全面無償給食	低所得層・農漁村無償給食
中心論理	義務教育対象の初等学校・中学校の全面的無償給食の実施	低所得層・農漁村地域優先実施
内容	・所得水準に関係なく、すべての児童生徒に無償給食を実施 ・無償給食は義務教育の範疇に含まれる	・限られた教育財政下で、学校安全および教育環境改善のための投資がより急がれる ・低所得層と農漁村地域に優先実施し、段階的に支援

4. 財源の負担主体問題

学校給食支援制度に関する熱い論争は、まさに財源負担の主体に関する問題である⁶。全面無償給食を賛成する側は無償給食を実施するのにかかる費用を全面的に国家が負担しなければならないという立場を提示している。これは供給者負担の原則を根拠に挙げながら、現在行われている学校給食費支援の最も大きな役割を遂行する教育庁と地方自治体がすべての児童生徒の給食費を負担しなければならないという点を強調する。実際に学校給食費支援事業が 2005 年から地方事務と移譲され、所要財源を地方費から負担しているが、地方教育財政交付金法を受け、中央政府が内国税の一定比率を市道教育庁へ交付したので、これは地方自治体が徴収した純粋な地方税財源から充当したものではなく、中央政府が支援しているも同然である。

一方、全面無償給食を反対する側は、現行学校給食費支援制度のように低所得層と農漁村地域を中心に優先的に支援する案を維持すべきだという立場である。つまり低所得層に対する学校給食費の支援対象を次第に拡大させていき、農漁村地域から市地域へと拡大させていくべきだという主張である。したがって低所得層と農漁村地域の児童生徒を除いて、一定の所得水準の児童生徒の保護者に対しては、保護者が給食費を負担する収益者負担の原則を維持することが望ましいと強調している。

⁵ 憲法第 31 条第 3 項では義務教育は無償とすると明示し、教育基本法第 8 条第 1 項で、義務教育の対象を 6 年の初等教育と 3 年の中等教育と規定している。

⁶ 学校給食法第 8 条(経費負担等)第 3 項では、学校給食のための食品費は保護者が負担することを原則とすると明示している。ただ、第 9 条(給食に関する経費の支援)第 1 項で、国家または地方自治体は第 8 条の規定により、保護者が負担する経費の全部又は一部を支援することができると規定しており、その例外を認めている。同法で認められている例外対象は第一に、学生又はその保護者が「国民基礎生活保障法」第 2 条の規定による需給権者、次上位階層に属する者、「片親家族支援法」第 5 条の規定による保護対象者の児童生徒、第二に、「島嶼・僻地教育振興法」第 2 条の規定による島嶼・僻地にある学校とそれに準ずる地域として、大統領令が定める地域の学校に在学する児童生徒、第三に、「農漁業人生活の質の向上や農漁村地域開発促進に関する特別法」第 3 条第 4 号による農漁村学校とそれに準ずる地域として、大統領令が定める地域の学校に在学する児童生徒などである。

<表 15>財源の負担主体に関する論争

区分	全面無償給食	低所得層・農漁村無償給食
中心論理	国家負担 (供給者負担の原則)	地方自治団体の一部負担 (受益者負担の原則)
内容	・無償給食にかかる費用は全面的に国が負担	・教育庁と地方自治体が共同で負担 ・学校規模と地方自治体の能力による支援 ・一定の所得水準を維持している場合、保護者が給食費を支払う

5. 学校給食支援費の範囲及び対象

学校給食費支援対象範囲について、地域教育庁管轄の初・中・高等学校及び初等学校併設幼稚園の両方に支援するか、選別的に優先支援対象を選定するかに関する事項についてまとめる。現行の学校給食法には学校給食支援対象に幼稚園及び保育施設が含まれていない。しかし既に制定された基礎自治団体の学校給食条例の大部分には、幼稚園及び保育施設の支援が含まれているのに、上位法である国家法に明示されていないことで、以後条例制定の際、上位法との不一致を理由に幼稚園及び保育施設が支援対象から除外されたり、既に制定されている条例が施行されなかったりする恐れが提起されている。

しかし公教育のための学校設置の対象⁷⁾に幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育があるが、高等教育は1次的に国家の政策対象として除いても、幼児教育から中等教育までは教育自治の対象として教育監が管掌する公教育の支援対象に設定しなければならない。公教育のために設置する「学校」は、幼児教育法第7条⁸⁾による「幼稚園」と初・中等教育法第2条⁹⁾の初等学校・中学

7 ※教育基本法

第9条(学校教育)①幼児教育・初等教育・中等教育および高等教育を実施するために学校を置く。

②学校は、公共性を持ち、児童生徒の教育の他に学術と文化的伝統を維持・発展させ、住民の生涯教育のために努力しなければならない。

③学校教育は児童生徒の創意力啓発及び人性の涵養を含む全人的教育を重視して行われなければならない。

④学校の種類と学校の設立・経営など学校教育に関する基本的な事項は別に法律で定める。

8 幼児教育法、第2条(定義)この法律で使用する用語の定義は次の各号のとおりである。

1.「幼児」とは、満3歳から初等学校就学前までの子どもを指す。

2.「幼稚園」とは、幼児の教育のためにこの法によって設立・運営される学校のことを指す。

第7条(幼稚園の区分)幼稚園は、次の各号のように区分する。

1.国立幼稚園:国家が設立・経営する幼稚園

2.公立幼稚園:地方自治体が設立・経営する幼稚園(設立主体によって市立幼稚園と都立幼稚園に区分する)

3.私立幼稚園:法人又は私人が設立・経営する幼稚園

9 初・中等教育法、第2条(学校の種類)初・中等教育を実施するために、次の各号の学校を置く。

1.削除<2004.1.29>

2.初等学校・公民学校

3.中学校・高等公民学校

4.高等学校・高等技術学校

5.特殊学校

6.各種学校

校・高等学校があり、これに準ずる学校には特殊学校、高等公民学校¹⁰及び職業教育のための各種学校¹¹などが該当する。

また、幼児教育法では私立幼稚園は幼児教育を担当する「学校」として認められているので、幼児教育法第7条によって設立された幼稚園は全て含むようにしなければならない。

さらに、義務教育期間中の無償給食原則と段階別無償給食の拡大などで給食に対する政府の責任を明示し学校給食プログラムの公共性を確保すべきである。現行の教育部の基礎、母子・父子家庭、次上位階層までの支援の人員が過度に狭い¹²。実際、教育部計画によると農山漁村の児童生徒支援も2015年になって高校生まで拡大されるようになっており、改正給食法の規定が恩着せがましくなるおそれがある。したがって、基礎自治体レベルで優先的に実現可能な部分から無償給食支援を積極的に推進しなければならないのである。

6. 予算編成および支援方法

地方自治団体が学校給食支援条例を作って学校給食の改革を試みているが、自治体の状況によって支援がないか少なく、趣旨をうまく生かせずにいる。無償給食の場合、市・道別にみると、対象、負担比率、負担金額などが互いに異なる。初等学校の場合、大邱、蔚山、慶尚北道を除いた大半の地域で所得と地域に関係なく無償給食が提供されており、中学生の場合は支援しない地域(仁川、大田)、低所得層、面地域など、必要に応じて選別的に支援される地域(釜山、大邱、蔚山、全羅南道、慶尚北道)、全体を対象に無償給食を支援する地域など多様である。高校生に対してもその範囲や負担金額などで様々な違いが見られる。

最近の学校給食政策は学校給食の支援対象が拡大され、学校給食が国家的な主要政策として発展している傾向により、学校給食運営の内実化、学校給食の安全性確保、栄養管理及び生活指導の強化、安全で優秀な食材の使用等に、政策の目的が包括的な実施に向けられている。

<表 16> 地域別給食費支援現況

区分	無償給食対象	負担比率(平均)	負担金額(百万ウォン)			
		教育庁：広域：基礎	教育庁	広域	基礎	合計
ソウル	初・中 全体	50：30：20	221,611	132,869	88,742	443,222
釜山	초 全体, 中高一部	78：22：0	84,120	23,200	0	107,320
大邱	初・中・高 一部	78：22：0	48,043	13,700	0	61,743
仁川	初 全体	49：29：22	40,633	23,835	17,877	82,345
光州	初・中 全体	62：33：05	66,338	35,192	4,799	106,329
大田	初 全体	30：50：20	12,000	19,885	7,954	39,839
蔚山	初・中・高 一部	84：8：8	25,498	2,500	2,296	30,294
世宗	初・中 全体	43：57：0	7,855	10,540	0	18,395
京畿	幼・初・中 全体	54：3：43	392,791	23,700	318,575	735,066
江原道	幼・初・中 全体	63：18：18	62,273	18,069	18,069	98,411
忠清北道	初・中 全体	58：17：25	51,372	15,156	22,735	89,263

10 高等公民学校は中学校課程の教育を受けていない、就学年齢を超過した者、または一般成人に国民生活に必要な中等教育及び職業教育をすることを目的とする学校のことを指す。

11 各種学校は初中高と類似な教育機関であり、学歴が認定される学校を指す。

12 次上位階層は最低生計費の上位120%以内、2006年4人家族基準の最低生計費117万ウォンを基準に月平均世帯所得認定額140万4千ウォン以下を意味する。こうなると学校給食費の支援を受けられる国民基礎生活保障受給者は計770千人(全体児童生徒の10%)に拡大される(教育人的資源部、2006)。

区分	無償給食対象	負担比率(平均)	負担金額(百万ウォン)			
		教育庁：広域：基礎	教育庁	広域	基礎	合計
忠清南道	初・中 全体	49：20：31	68,353	28,647	42,971	139,971
全羅北道	初・中・高 全体	59：18：23	53,043	16,675	20,755	90,473
全羅南道	初・中 全体, 高 一部	62：19：20	93,196	28,053	29,427	150,676
慶尚北道	初・中・高 一部	62：15：23	19,078	4,732	7,098	30,908
慶尚南道	초 全体, 公立幼, 中高一部	50：10：40	44,311	8,802	35,207	88,320
済州	幼・初・中 全体	56：44：0	20,470	16,132	0	36,602
合計		57：25：18	918,194	397,987	297,930	1,614,111

今後無償給食の支援対象が幼稚園、初等学校、中学校、高等学校に順次拡大されることによって、地方自治体の対応投資に加え教育庁の負担が持続的に増加すると予想される。

特に、一部の基礎地方自治団体が「市・郡および自治区の教育経費補助に関する規定」(大統領令)によって学校給食施設費を支援することができるにもかかわらず、税収減少を理由に消極的な姿勢で一貫し、誰もが需要者中心の教育環境改善や優秀な人材育成という美名の下に開放型自律学校設立の拡大、特殊目的高校の設立、有名講師招聘、インターネット講義の推進などに投資を増やし、手柄顔をしている現実を考慮すると、学校給食費支援の予算の規模に対する具体的な内容を言及する必要がある(例えば、地方税の3%など)。特に、財源で地方税の一定部分を明示したり、地方税の税源の一部を規定したりするなど、地方自治体の学校給食費の支援に対する意志を見せなければならないだけでなく、それによって安定的に教育支援部分の財政が確保されその継続性を保障することができるだろう。

つまり地方自治団体長の学校給食費支援予算編成の義務を規定し、事業の実効性を担保するようにしなければならない。また、地方自治団体長は、学校給食費支援基本計画によって財政の範囲内で予算を編成し、教育庁の予算編成現況を考慮して編成するようにしなければならない。これは教育庁でのみ、または地方自治団体でのみ予算を編成する問題を防ぐためである。すなわち、教育費特別会計で教育庁が当初の審議会から通った基本計画によって学校給食費支援予算を編成すれば、地方自治団体長がこれに対応する分を必ず編成するようにし、両機関の信頼と合意を実質的に保障するわけである。

また、地方自治団体長が学校給食費支援予算を編成する際には、各事業別に予算を編成するのではなく、教育庁に転出する「教育費特別会計転出金」項目に一括して編成するようにし、教育自治制度によって教育庁が教育費特別会計に予算を編成するとき、各事業目的に合わせて項目別にするようにし、教育庁の独自の教育予算編成権を侵害しない予算編成方式を選ばなければならない。

何よりも事業の円滑な運営及び計画の樹立のために、地方自治団体長と教育監は、学校給食費支援事業計画を次年度の予算編成以前に樹立し、教育監と協議して予算を支援するようにすべきである。短期計画だけでなく、中・長期的な計画を樹立し、予測可能で持続的な事業を推進するようにしなければならず、地方自治体と道教育庁の協議及び、道民も参加した上で基本計画を樹立する。特に毎年度事業計画は教育庁の予算編成以前に適用するようにして事業計画が予算に十分反映されるようにする。

7. 政策評価及び支援体制の構築

事業の成果を管理するため、毎年、政策評価を実施するようにし、それによる事業計画の修正、補完および財政投資を通じて、財政支出の効率性と妥当性を高めるようにしなければならない。このため、地方自治団体長と教育監は、学校給食費支援事業の執行実績について毎年評価を実施し、次年度学校給食事業にその結果を反映するべきである。つまり地方自治団体長は、学校給食費支援事業の評価のために教育監や市長・郡守と協力し、推進した事業の推進実績及び関連資料を教育監や市長・郡守に要請することができ、教育監や市長・郡守は特別な事情がない限りこれに応じるよう規定する。

また地方自治団体長は、学校給食費支援事業の評価と学校給食費支援事業の効率的な推進のために給食関連主体間の協議、協力体系を構築するようにする。教育行政(学校長、教師、保護者、児童生徒、教育庁、教育委員)、一般行政(農業関連担当部署、給食関連担当部署、関連機関団体)、農協、農民団体、市民社会団体、関連専門家などを網羅する「学校給食支援審議委員会」を構成し、安全で良質の給食供給が一貫性をもって執行されるために管理・評価しなければならない。

また、学校給食を効果的に支援するための「学校給食支援センター」(以下、センター)の設立が行われなければならない¹³。センターは、基礎自治体単位で設立され、設立の主体は自治体主導の非営利機構であり、運営は民管共同の半官半民の人材構造にならなければならないであろう。センターの役割は、食材の需要と供給調節及び価格調整、学校の年、月、週刊の食事調査、学校別配送システムの確保、メニュー開発と研究などの活動である。このように需要と供給を調節する地域循環型の自給基盤を作ることによって、韓国農業の活路と安全な食卓を作っていく地域共同体の典型を開発することができるのである。

13 2007年5月現在、全国で学校給食支援センターが設立されたところは皆無である。学校給食支援センターは、法的な設立の根拠が設けられているものの、国費支援がない状態であり、自治体が財政と運営方式などを現実的に設けるのに多くの時間がかかると予想される。これによって釜山広域市では、政府による学校給食支援センターの設立前の安全な学校給食の食材の正しい供給に向けた市民運動と学校給食支援センターのモデルとして学校給食物流センターの設立を進めている。

【参考文献】

- ・コ・ソン(2010)「低所得層子どもの学校給食費支援分析」『財政フォーラム』2010. 3. pp. 26-44。
- ・教育部(1998)『教育発展5ヵ年計画』
- ・教育人的資源部(2002)『学校給食の改善や発展方向を摸索するための日本・英国の学校給食実態』
- ・教育人的資源部(2003)『学校給食改善総合対策(2007-2010年)』
- ・教育科学技術部(2010)『学校給食支援案』
- ・教育科学技術部(2011)『2011 学校給食費支援制度評価研究』
- ・教育部(2015. 5.)『2015 年の地方教育財政分析の推進計画(安)』教育部地方教育支援国地方教育財政分析評価チーム。
- ・ク・ヒョン(2010)「エコ負傷給食の実現に向けた課題。無償学校給食、いかに成功させるのか？」討論会資料集。
- ・カン・ウンヒ(2011)「無償給食に関する教職員の認識調査研究」尚志大学校社会福祉政策大学院修士学位論文。
- ・キム・ギョンミ(2009)「学校給食の衛生管理の現状と HACCP システムを適用した衛生管理遂行水準分析:ソウル・京畿・江原・忠清地域を中心に」東国大学大学院博士学位論文。
- ・キム・ミョンス(2000)『公共政策評価論』ソウル:博英社。
- ・キム・ボムスン(2008)「学校給食制度の問題点および改善策」京畿大学行政大学院の修士学位論文。
- ・キム・ヤンブン(2001)『学生昼食支援事業の実態調査研究』ソウル:韓国教育開発院。
- ・キム・ヨンテ(2007)「学校給食の食品安定性のための HACCP システムの適用:施設及び作業と建築環境を中心に」高麗大学の大学院博士学位論文。
- ・キム・ジョンレ(2002)「学校給食管理技術支援体制の構築に関する研究」『韓国教育開発院政策研究課題』韓国教育開発員、196-205。
- ・キム・ジュヒョン(2007)「健全な食生活教育のための推進方向と戦略」『食生活教育推進法の広報パンフレット』農漁業・農漁村特別対策委員会、13-20。
- ・キム・ハンスン(2011)「韓国学校給食運営の改善に関する研究」慶南大学大学院博士学位論文。
- ・キム・ヒョング(2003)「中央行政機関の主要政策課題評価の分析的論考」『韓国政策学会報』第12巻第4号:291-314。
- ・キム・ヒョンジュ(2009)『児童・青少年政策評価モデル開発研究』ソウル:韓国青少年政策研究院。
- ・キム・ヘジャ、オム・ムンヨン、キム・ミニ、イ・ヒョングク、ハ・ボンウン、キム・ヨンナム、キム・ジハ(2016)『地方教育財政関連法令の改善案研究』韓国教育開発院。
- ・ノ・ファジュン(2001)『政策評価論』ソウル:法文社。
- ・保健福祉家族部(2008)『児童青少年総合実態調査報告書』
- ・パク・デホン(2010)「学校給食政策に関する研究」中部大学大学院教育学科博士学位論文。
- ・パク・ジュンギョ(1990)「学校給食の現況と改善の方向」『韓国栄養学会誌』、23(3)。

- ・ペク・スンヒ(2010)「学生の健康増進のための教育給食としての無償学校給食の拡大」『教育基本権としての無償給食の実現に向けた政策討論会』9-18.
- ・ソン・キヒャン(1972)「過去の学校給食と今日の姿勢」『韓国栄養学会誌』、5(2)、47-51.
- ・アン・ジョンソク(2014)「普遍的教育福祉拡大による教育財政構造の変化と改善案」『2014 年度地方教育財政政策フォーラム』韓国教育開発院地方教育財政研究センター
- ・ヤン・スギョン(2010)『韓国と OECD 国家の学校給食実態分析』ソウル:韓国教育開発院。
- ・ヤン・イルソン他(2007)「学校給食の牛乳消費拡大に向けた日本の学校給食牛乳供給事業の実証調査」『食品流通研究』24(2)、p. 10.
- ・ヤン・イルソン(2010)『学校給食満足度調査』ソウル:延世大学校。
- ・イ・ドクナン(2010)「学校給食の経費支援に関する法的争点の分析」『教育行政学会報』、28(1)、185-207.
- ・イ・ワンジェ(2006)「女性政策評価基準の経験的研究:女性政策基本計画の評価に関連して」『現代社会と行政』第 16 巻第 1 号、pp. 25-58.
- ・イ・ホ Chol(2003)「米国余剰農産物導入の歴史的意義」『研究報告』第 135 号、pp. 21-23.
- ・イ・ヒョ、キム・ソンジュ(2014)『地方自治体の教育財政支援の実態及び改善案』韓国地方行政研究院。
- ・イム・ビョンイン(2014)「地方教育財政の運営実態及び改善法案」『2014 年度地方教育財政政策フォーラム』韓国教育開発院地方教育財政研究センター
- ・イム・ソンイル(2015)「地方教育財政の責任性の強化と地方自治団体間の協力的財政関係を構築」『2015 年度地方教育財政政策フォーラム』韓国教育開発院地方教育財政研究センター。
- ・チャン・ジンヨン、チョン・ガウオン(2011)「全面無償給食論争の考察-烙印を問題を中心に」『韓国教育思想研究会学術論文集』
- ・ジャン・チャンゴク(2000)「学校保健(給食)50 年史」教育部 pp. 191-195.
- ・全国市・道教育監協議会(2014)『2015 年教育財政環境および対策懇談会資料集』
- ・チョン・ジョンギル他(1996)『政策評価論』ソウル:法英社。
- ・チョ・クムジュ(2006)「韓国学校給食政策の問題点および解消案」『キョンギ大学の人文論集』12(4)、177-195.
- ・チョ・フンシク(2000)『学生昼食支援事業管理及び評価モデル開発研究』ソウル:ソウル大学。
- ・チェ・ギホ(2006)「学校給食の問題点と市民団体の給食運動の方向」韓日長身大学 NGO 政策大学院修士学位論文。
- ・ハ・ボンウン、チャン・ドクホ(2007)「『学校給食支援条例』制・改定案研究」『教育行政学研究』第 25 巻第 2 号:329-352.
- ・ハ・ボンウン(2007)「地方自治団体『学校給食条例』論争点分析研究」『教育法学研究』第 19 冊第 1 号:187-209.
- ・ハ・ボンウン、ホン・グンソク、キム・スンオン、キム・ミソン(2011)。「『学校給食費支援制度評価研究』京畿大学校。
- ・ヒョン・ジングオン(2011)『福祉論争:何が問題で、どこに行けば良いか』ソウル:自由企業院。